

# ご説明資料

令和4年5月

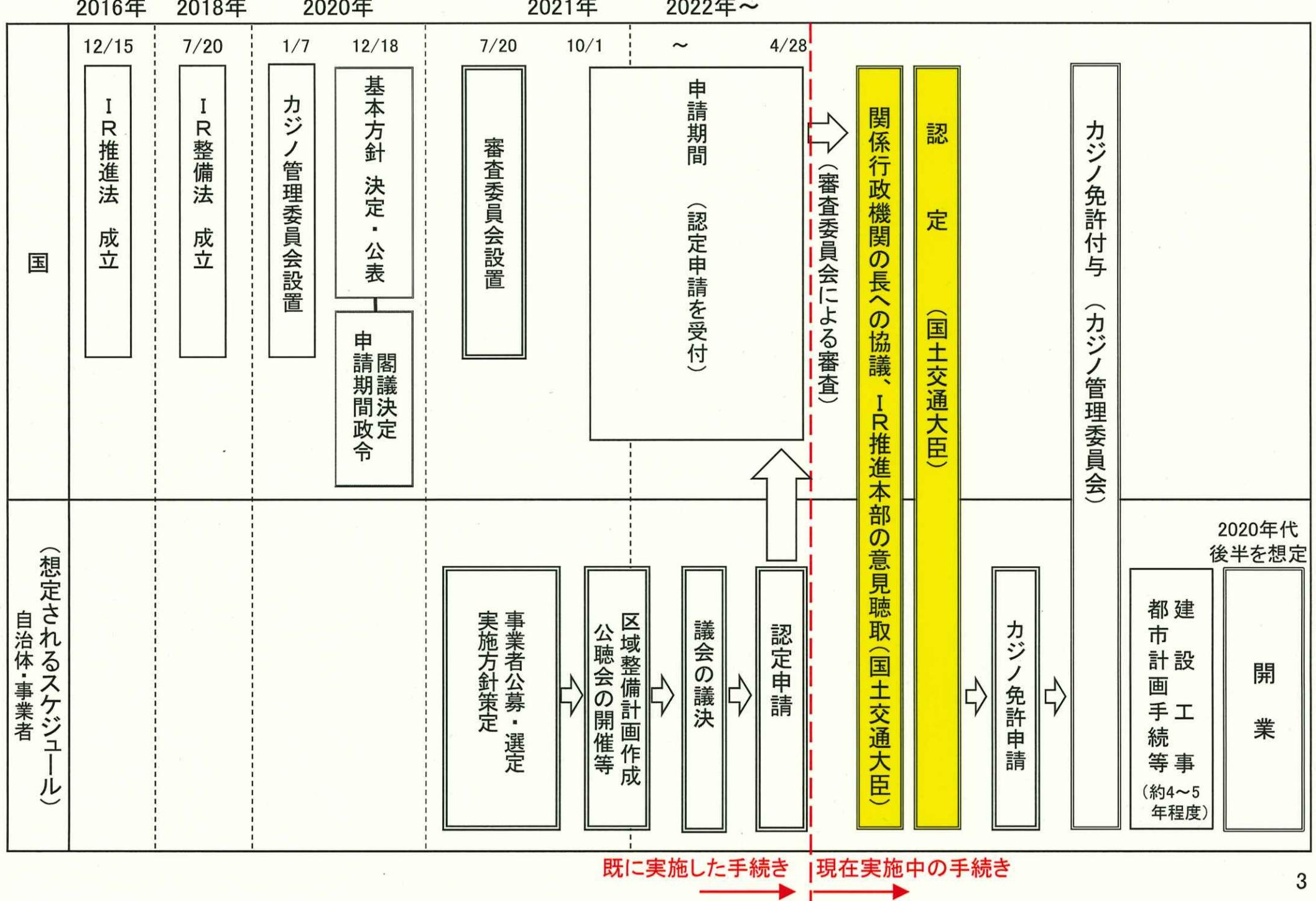
# 目次

---

1. 現状の動向とスケジュール	… P - 2
2. 要求基準の確認(形式面)について	… P - 8
3. 要求基準の確認(確認内容)について	… P - 21
4. 評価基準の個別審査について	… P - 52
5. 審査段階での情報の取扱いについて	… P - 55

# 1. 現状の動向とスケジュール

---



## (前回委員会資料)申請期間終了後の当面の進め方(案)(現段階の想定)

項目	内容
① 区域整備計画の送付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局が、申請者から提出された区域整備計画について、④で使用する様式と合わせ、お渡しできる範囲を各委員にお渡しする。</li> <li>・この際、情報セキュリティの観点から、一部黒塗り(IR事業者の役員の住所等)を検討する。</li> </ul>
② 審査プロセスの自治体への通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局が、自治体に対し、区域整備計画の申請を受け付けた旨と、これから審査に入る旨、必要に応じて質問等を行う旨を通知する。</li> </ul>
③－1 要求基準の確認（形式面）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局が、要求基準19項目の記載事項について、法令上の記載事項を充足しているか確認する。(チェックシートに沿った確認)</li> <li>・また、事務局が、区域整備計画に記載されている数字が、添付資料では誤っていないか等の差異を確認する。(この際、事務局は、申請者である地方自治体に対し、上記差異に関する事実関係を確認する。)</li> </ul>
③－2 要求基準の確認 (判断が必要な箇所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局が、要求基準19項目の記載事項について、資金調達の確実性が認められるか等の判断が必要な箇所について確認する。 (確認内容に沿って行う。必要に応じ、申請者にヒアリングを行う)</li> <li>・この際、事務局は、必要に応じ、内容の適切性について、審査委員会に意見を伺う。</li> </ul>
④ 審査委員による準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・③と並行して、各委員が、要求基準19項目の記載事項について、特に確認を要する点等がないか御確認いただく。</li> <li>・また、個別審査へ向けた準備として、担当の項目を議題とする回までに、担当の評価基準ごとに個別審査を実施していただく。</li> </ul>
⑤ 審査委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・③の確認の結果(要求基準の充足状況)を審査委員会に報告</li> <li>・要求基準を全て充足した計画について、以下⑥の内容についての事前説明</li> </ul>
⑥ 申請者のプレゼン日程の調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査委員会の了解の上で、申請者のプレゼンテーションの日程調整を実施</li> </ul>

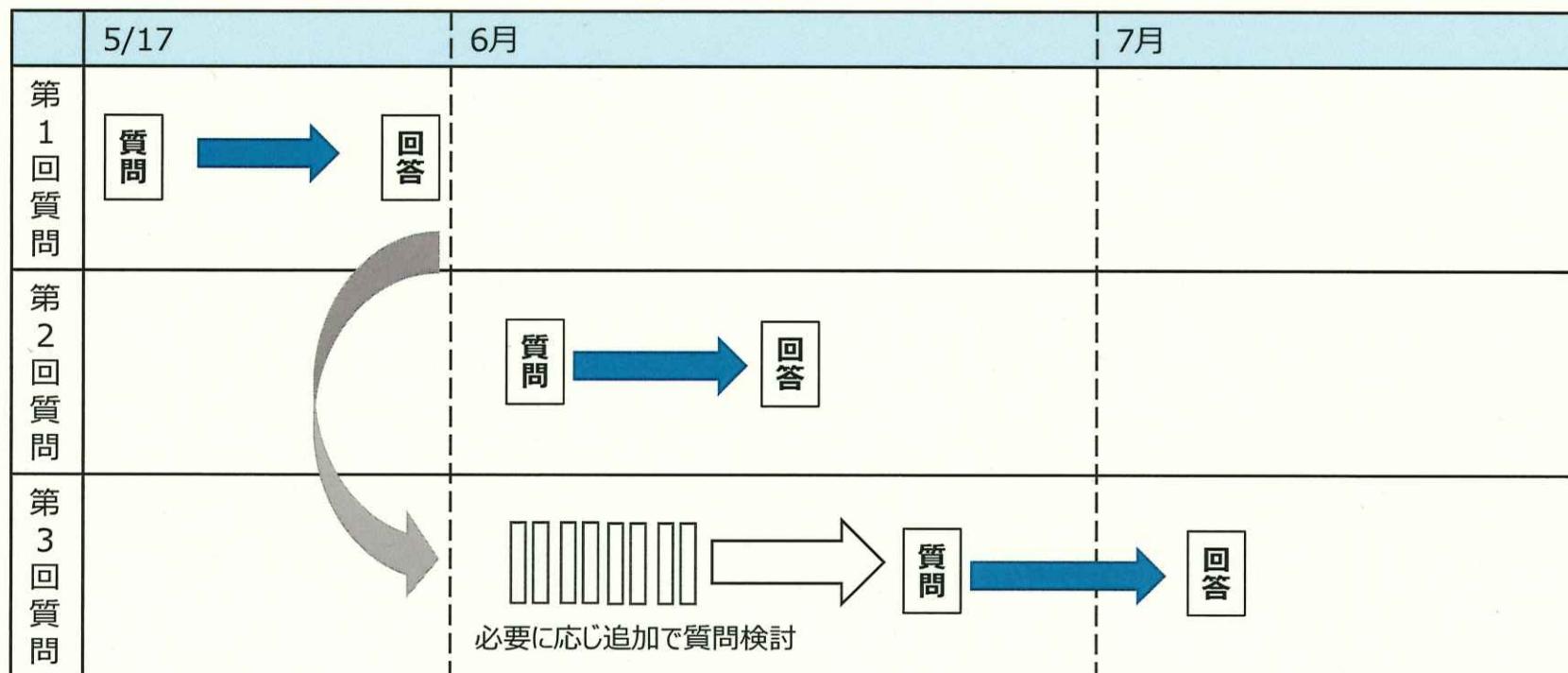
## 申請者への質問について

- 4月27日に区域整備計画が申請され、申請時点での情報を確認する観点から、資金調達の確実性(要求基準4関連)やIR事業の一体性(要求基準11関連)などを重点的に確認し、5月17日に、申請者に対し、以下のとおり質問(第1回目)を送付。
- 要求基準3～19の確認内容に関する質問(第2回目の質問)については、資金調達の確実性(要求基準4関連)が確認された後に発出することとしたい。
- また、第3回目以降の質問については、その時までの質問回答内容を踏まえ、隨時行うこととしたい。

### 第1回質問(概要)

発出日:5月17日(火)、回答期限:5月31日(火)(相談があればこの限りではない)  
対大阪府:11問、対長崎県:9問

<申請者への質問に関するスケジュール(イメージ)>



## 要求基準①

**※今回、面積関係の確認が必要な要求基準1及び2以外を対象に確認を行った**

要求基準	
1	カジノ施設を含むIR施設の開業以降全ての時点において、IR整備法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる施設が全て設置され、及び運営されるとともに、そのそれぞれが、特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていなければならない。
2	カジノ施設の数が1を超えず、かつ、ゲーミング区域の床面積の合計が、IR整備法施行令第6条に規定する面積を超えないものとなっていなければならない。
3	IR区域がIR施設を設置する一団の土地の区域としてIR事業者により一体的に管理されるものでなければならない。
4	IR区域の土地の使用の権原をIR事業者が既に有し、又はその権原をIR事業者が取得する見込みが明らかにされ、及びIR施設を設置するために必要となる資金を調達する見込みが明らかにされるなど、IR施設を確実に設置できる根拠について妥当性が認められるものでなければならない。
5	都道府県等が定める接触ルールが策定されているなどにより、民間事業者の公募及び選定が公平かつ公正に行われたものでなければならない。
6	区域整備計画の作成及び認定の申請に当たって、協議会における協議又は立地市町村等及び都道府県公安委員会との協議、公聴会の開催その他の住民の意見を反映するために必要な措置、都道府県等の議会の議決及び立地市町村の同意、立地市町村が地方自治法第96条第2項の規定に基づきこの同意を議会の議決事項とした場合には議会における議決など、地域における合意形成の手続が適切に行われたものでなければならない。
7	IR事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組が適切かつ十分なものでなければならない。
8	①IR事業者の役員及び株主又は出資者について、(i)カジノ事業の免許を受ける上での欠格事由が存在しないことにつきこれらの者による表明・確約書、(ii)暴力団員等が含まれないことについて都道府県警察に照会し確認したことを示す書面、(iii)暴力団員等が含まれないことについて調査会社に調査を委託した場合にはその報告書、また、②IR事業者において、反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力による被害を防止するため、行動指針を作成するなど適切な措置を講ずる予定であることを明らかにする書類が添付されていなければならない。
9	都道府県等又はIR事業者が審査委員会の委員に対して不正な働きかけを行ったと認められるものであってはならない。
10	IR区域は、国内外の主要都市との交通の利便性その他の経済的社会的条件からみて、IR区域の整備を推進することが適切と認められる地域でなければならない。

## 要求基準②

要求基準	
11	カジノ事業の収益が設置運営事業の実施に活用されることにより、設置運営事業が一の設置運営事業者により一体的かつ継続的に行われると認められるものでなければならない。
12	施設供用事業が行われる場合には、IR事業が設置運営事業者と施設供用事業者との適切な責任分担及び相互の緊密な連携により行われると認められるものでなければならない。
13	IR事業者が会社法に規定する会社であって、専ら設置運営事業(施設供用事業者にあっては、施設供用事業)を行うものでなければならない。
14	設置運営事業者がIR施設を所有するもの(施設供用事業が行われる場合には、施設供用事業者が所有するIR施設を設置運営事業者が使用するもの)とされていなければならない。
15	IR整備法に基づきIR事業者が自ら実施するカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置並びに国や都道府県等が実施する施策への協力が事業基本計画に記載されているとともに、その記載された措置をIR事業者が適切に実施すると認められるものでなければならない。
16	カジノ事業の収益を活用して実施することが計画されているIR施設の整備その他IR事業の事業内容の向上及び都道府県等が実施する施策への協力等に係る内容が具体的に記載されているとともに、区域整備計画に記載する収支計画及び資金計画と整合的なものとなっていなければならない。
17	認定都道府県等入場料納入金及び認定都道府県等納付金の使途が明らかにされていなければならない。
18	IR区域の整備による経済的・社会的效果及びその効果を見込む根拠が明らかにされていなければならない。
19	カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置が区域整備計画に記載されているとともに、記載された施策及び措置を都道府県等が都道府県公安委員会及び立地市町村等と連携しつつ適切に実施すると認められるものでなければならない。また、ギャンブル等依存症対策基本法の規定に基づく都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画が策定され、これに基づく取組(政令市にあっては、ギャンブル等依存症対策のための計画的な取組)を適切に実施すると認められるものでなければならない。

## 2. 要求基準の確認(形式面)について

---

# 要求基準チェックシートについて

○事務局が要求基準19項目の記載事項について、法令上の記載事項を充足しているか、「チェックシート」に沿って確認を行った。

## ■確認等が必要な点の結果概要

対大阪府：17問（うち、記載が見受けられないもの4問、記載が整合しないもの11問、記載内容の説明を単純に求めるもの2問）

対長崎県：14問（うち、記載が見受けられないもの4問、記載が整合しないもの10問）

## ■要求基準チェックシートのイメージ

■要求基準10: IR区域と国内外の主要都市との交通の利便性									
要求基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	告示に規定する記載事項	チ エ ック 欄	告示に規定する添付書類	チ エ ック 欄	基本方針記載事項(抜粋)	チ エ ック 欄	具体的記載事項 (手引きより抜粋)	チ エ ック 欄
IR区域は国内外の主要都市との交通の利便性その他の経済的社会的条件からみて、IR区域の整備を推進することが適切と認められる地域でなければならない。	①IRを整備しようとする区域の所在地	○告示第2条第1号 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の所在地		-		-		-	
	②IR施設の所在地	○告示第4条第1号イ 特定複合観光施設の所在地		-		-		-	
	③IR区域を整備しようとする区域と国内外の主要都市との交通の利便性に関する事項	○告示第2条第2号 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域と国内外の主要都市との交通の利便性に関する事項		・方位、道路及び目標となる地物並びに特定複合観光施設を整備しようとする区域を表示した付近見取り図				・国際アクセス、国内アクセス、域内アクセスの3点から交通の利便性に関する説明を記載  ・国際アクセスについて、近隣の国際空港・国際港湾の路線数、運航頻度、主要都市からの所要時間等のアクセス性について記載  ・国内アクセスについて、国内主要都市からの所要時間、運航頻度等のアクセス性について記載  ・域内アクセスについて、IR区域周辺のターミナル駅・空港からの所要時間等のアクセス性について記載  ・IR区域の整備を推進することが適切と認められる地域であると考える根拠について記載	

## 質問事項(大阪府の区域整備計画)

### ①記載が見受けられないものに係る質問事項

確認番号	項目	質問の内容
1	議会議決の議事 (要求基準6関係)	添付書類の「大阪府議会令和4年2月定例会 第66号議案 特定複合観光施設区域の整備に関する計画について認定の申請をする件」について、議会議決がされた際の議事が見受けられなかったことから、この点について説明を頂きたい。
2	議会議決の議事 (要求基準6関係)	添付書類の「大阪市会令和4年2・3月定例会 議案第80号 大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画の認定の申請の同意について(議案)」において、同意に係る議会議決がされた際の議事の記載が見受けられなかったことから、この点について説明を頂きたい。
3	IR事業者の住所 (要求基準8関係)	IR事業者の住所について、区域整備計画の要求基準8においては「大阪府大阪市」と記述されている一方、添付書類の履歴事項全部証明書においては「大阪市北区中之島三丁目3番23号」と記載されており、記載内容が異なるものと見受けられるため、この点について説明を頂きたい。
4	暴排措置 (要求基準8関係)	添付書類「設置運営事業等の役員その他の関係者から暴力団員その他特定複合観光施設に対する関与が不適当な者を排除するために講ずる措置を記載した書面」については添付が見受けられなかったことから、この点について説明を頂きたい。

## 質問事項(大阪府の区域整備計画)

### ②記載が整合しないものに係る質問事項

確認番号	項目	質問の内容
5	IR施設の開業時期 (要求基準1・4関係)	IR施設の開業時期について、区域整備計画の要求基準1においては「2029年秋～冬頃」と記載されている一方、要求基準4においては「認定区域整備計画第8期(2030年3月期)」と記載されていることから、これらの関係性について説明を頂きたい。
6	事業者選定手続 (要求基準5関係)	添付書類である「民間事業者の選定が公平かつ公正に行われたことを明らかにするために参考となるべき事項を記載した書類」について、大阪府から発出された協議文は令和3年9月22日付けである一方、大阪市から発出された回答文には「令和3年9月21日付けIR推第1248号により協議の依頼があった件について…」と記載されており、日付が1日ずれていることから、この点について説明を頂きたい。
7	大阪IR(株)の役員 (要求基準8関係)	区域整備計画の要求基準8に記載されている大阪IR株式会社の役員のうち、ウィリアム・ジェイ・ホーンバッカル氏、ウィリアム・ハム氏、入江修二氏、深谷敏成氏の4名について、添付書類「登記事項証明書」に記載の「役員に関する事項」においては、記載が見受けられなかつたことから、この点について説明を頂きたい。
8	オリックス(株) の役員 (要求基準8関係)	区域整備計画の要求基準8に記載されているオリックス株式会社(IR事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者)の役員のうち、山科裕子氏、上谷内祐二氏、似内隆晃氏、細川展久氏の4名について、添付書類「登記事項証明書」に記載の「役員に関する事項」においては、記載が見受けられなかつたことから、この点について説明を頂きたい。

## 質問事項(大阪府の区域整備計画)

### ②記載が整合しないものに係る質問事項

確認番号	項目	質問の内容
9	オリックス(株) の役員 (要求基準8関係)	添付書類「設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者に関する書面」における「オリックス株式会社の役員の氏名及び住所」において記載のある、井戸洋行氏、羽廣潔氏、徳間隆二郎氏、李浩氏、山科裕子氏、上谷内祐二氏、似内隆晃氏、細川展久氏の8名については、オリックス株式会社の添付書類「登記事項証明書」に記載の「役員に関する事項」によれば、大阪IR株式会社の設立時(令和3年12月23日)においては、役員でなかったと見受けられるが、その理解でよろしいか説明を頂きたい。
10	オリックス(株) の役員 (要求基準8関係)	オリックス株式会社の役員のうち、井戸洋行氏、羽廣潔氏、徳間隆二郎氏、李浩氏の4名について、添付書類「大阪府暴力団排除措置に関する協定書に基づく照会(大阪府警本部からの回答)」において、記載が見受けられなかったことから、この点について説明を頂きたい。
11	大阪IR(株)の役員 (要求基準8関係)	大阪IR株式会社の役員のうちエドワード・バウワーズ氏、ウィリアム・ハム氏の2名、オリックス株式会社の役員のうち井戸洋行氏、羽廣潔氏、徳間隆二郎氏、李浩氏の4名について、添付書類「民間調査会社への調査結果」において、調査結果が見受けられなかったことから、この点について説明を頂きたい。

## 質問事項(大阪府の区域整備計画)

### ②記載が整合しないものに係る質問事項

確認番号	項目	質問の内容
12	IR施設の維持管理に要する費用の額(要求基準16関係)	区域整備計画(p.40)に記載された「IR施設の維持管理に要する費用の額」について、添付書類「予定損益計算書」に記載の「営業費用」のうち「運営費」「その他の事業共通費」や、添付書類「根拠を記載した書類(予定損益計算書)」に記載の各施設の「営業費用」のうち「その他オペレーション費用(減価償却費を除く)」に含まれると見受けられるところ、これら添付書類上での数字の整合性について説明を頂きたい。
13	IR施設の設備投資に要する費用の額(要求基準16関係)	区域整備計画(p.40-41)に記載されたIR施設の年当たり設備投資に要する費用の見込み額について、添付書類「予定キャッシュフロー計算書」のうち「設備投資」や、添付書類「根拠を記載した書類(予定キャッシュフロー計算書)」のうち各施設の「設備投資」に含まれると見受けられるところ、これら添付書類上での数字の整合性について説明を頂きたい。
14	カジノ収益の活用(要求基準16関係)	区域整備計画(p.42)に記載の「②カジノ事業の収益等を活用したIR事業の事業内容の向上及び都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力」に関しては、費用の額が記載されていないところ、添付書類(予定貸借対照表、予定損益計算書、予定キャッシュフロー計算書、これらの根拠を記載した書類)上での数字の整合性について説明を頂きたい。
15	カジノ収益の活用(要求基準16関係)	区域整備計画(p.43)において、「上記①②に記載したカジノ事業の収益の活用にかかる費用の見込み額は、収支計画及び資金計画に整合的に反映している」と記載されている。この点に関し、下記の事項について添付書類(予定貸借対照表、予定損益計算書、予定キャッシュフロー計算書、これらの根拠を記載した書類)からその整合性が確認できなかったことから、それぞれの事項について具体的な説明を頂きたい。

## 質問事項(大阪府の区域整備計画)

### ③記載内容の説明を単純に求めるものに係る質問事項

確認番号	項目	質問の内容
16	予定損益計算書 (要求基準4関係)	添付書類である予定損益計算書に記載されている「借地料」の額について、「2023/3月期」から「2030/3月期」まで、年ごとに増減が見受けられることから、この点について説明を頂きたい。
17	立地市町村の同意 (要求基準6関係)	添付書類の「大阪市への協議・同意依頼」について、当該文書の日付は令和4年2月4日付であるのに対し、当該文書の別紙「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」の日付は令和4年2月16日となっている。「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」を令和4年2月16日付としていた意図について、説明を頂きたい。

## 質問事項(長崎県の区域整備計画)

### ①記載が見受けられないものに係る質問事項

確認番号	項目	質問の内容
1	協議の経過 (要求基準6関係)	添付書類のうち、特定観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)第9条第5項に基づく立地市町村及び公安委員会との協議の経過について、記載が見受けられなかったことから、この点について説明を頂きたい。
2	住民意見の反映 (要求基準6関係)	添付書類において、「区域整備計画に住民の意見を反映させた場合には当該意見の区域整備計画への反映に関する事項を記載した書類」が添付が見受けられなかったことから、この点について説明を頂きたい。
3	IR事業者の役員の住所 (要求基準8関係)	区域整備計画においては、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定に必要な事項等を定める告示(令和2年国土交通省告示第1563号)第4条第12号イに基づき、設置運営事業者の役員の住所</li> <li>・同条第13号イに基づき、設置運営事業者の主要株主等基準値以上の議決権等の保有者の役員の住所</li> </ul> を記載する必要があるが、これらについて「(個人情報につき非公表)」との記載があるところ、記載誤りという認識でよいか。 また、記載誤りの場合、正しい記載内容について説明を頂きたい。
4	IR事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者 (要求基準8関係)	要求基準8の「2-2⑤IR事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者ごとの株式又は持分の種類、数及びその割合並びに出資の金額」において、IR事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者としてCAIJ社の記載があるが、添付資料「資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料」によると、██████も当該保有者に当たると見受けられるところ、要求基準8に記載のない理由について説明いただきたい。

## 質問事項(長崎県の区域整備計画)

### ②記載が整合しないものに係る質問事項

確認番号	項目	質問の内容
5	予定損益計算書 (要求基準4関係)	<p>予定損益計算書のうち、営業費用の「租税公課」に計上されている項目は、根拠を記載した予定損益計算書における「増資に係る登録免許税」、「事業税」、「事業所税」と見受けられるが、予定損益計算書においては「法人税、住民税及び事業税」という別の項目もあることから、これらの関係性について、説明を頂きたい。(※)</p> <p>(※)例えば、第1期において、予定損益計算書における「租税公課」の額と、根拠を記載した予定損益計算書における「増資に係る登録免許税」、「事業税」及び「事業所税」の額は■で一致するが、予定損益計算書においては「租税公課」と別に「法人税、住民税及び事業税」が■と記載されている。</p>
6	議会の議決 (要求基準6関係)	<p>区域整備計画において、「IR整備法第9条第8項の規定に基づき、区域整備計画の作成・申請に当たって、県議会の議決を図る。」という記述や、「IR整備法第9条第9項の規定に基づき、区域整備計画の作成・申請に当たって、立地自治体である佐世保市議会の議決を図る。」という記述があるが、添付書類においては、長崎県議会の議決や佐世保市議会の同意は得たこととなっており整合性がとれていないものと見受けられるが、記載誤りという認識でよいか。</p> <p>また、記載誤りの場合、正しい記載内容について説明を頂きたい。</p>

## 質問事項(長崎県の区域整備計画)

### ②記載が整合しないものに係る質問事項

確認番号	項目	質問の内容
7	コンプライアンス確保の体制 (要求基準7関係)	区域整備計画に記載されている「コンプライアンス本部(常設)」について、添付書類の組織図において記載が見受けられなかったことから、この点について説明を頂きたい。
8	反社会的勢力排除の確保 (要求基準8関係)	区域整備計画において、「採用しない」「取引先としない」「カジノ施設へ入場させない」の3つが記載されている一方、添付書類である設置運営事業者等の役員その他の関係者から暴力団員その他特定複合観光施設に対する関与が不適当な者を排除するために講ずる措置を記載した書面においては、「全組織及び関係当局と連携」「外部の専門家や専門機関と協力関係を築く」などの8項目が挙げられており、記載内容が必ずしも一致していないと見受けられるが、この点について説明を頂きたい。
9	誓約書 (要求基準8・9関係)	添付書類である ・設置運営事業者等を行おうとする民間事業者が審査委員会の委員に対して不正な働きかけを行っていないことを誓約する書面 ・法第四十一条第二項第二号イ又はロに掲げる者のいずれにも該当しないこと及び法第六十条第二項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面 について、日付が令和4年4月28日(申請日より後)になっているが、記載誤りという認識でよいか。 また、記載誤りの場合、正しい記載内容について説明を頂きたい。

## 質問事項(長崎県の区域整備計画)

### ②記載が整合しないものに係る質問事項

確認番号	項目	質問の内容
10	CAIJ社の議決権等の保有者(要求基準8関係)	<p>区域整備計画本文の記載事項である</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の氏名又は名称及び住所並びに当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所</li><li>・当該設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者ごとの株式又は持分の種類、数及びその割合並びに出資の金額</li></ul> <p>及び添付資料である</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、定款、登記事項証明書(これらに準ずるもの含む。)</li><li>・設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が個人であるときは、住民票の抄本又はこれに代わる書面</li><li>・当該設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者の氏名又は名称及び住所並びに当該議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所</li><li>・設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者が法人等であるときは、定款、登記事項証明書(これらに準ずるもの含む。)</li><li>・設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者が個人であるときは、住民票の抄本又はこれに代わる書面</li></ul> <p>に関しては、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者については告示第4条第13号において「(設置運営事業者等が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者を含む。以下同じ。)」</li><li>・設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者については告示第11条第23号柱書において「(設置運営事業者等が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の設立時の議決権等の保有者を含む。以下同じ。)」</li></ul> <p>とされているところ。このため、CAIJ社(IR事業者の親会社)が持株会社に当たる場合、CAIJ社の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者及び設立時の議決権等の保有者についても、上記の記載・添付が必要となるが、記載・添付が見受けられないため、この点について説明を頂きたい。</p>

## 質問事項(長崎県の区域整備計画)

### ②記載が整合しないものに係る質問事項

確認番号	項目	質問の内容
11	IR区域への アクセス (要求基準10関係)	<p>区域整備計画本文1-2の図表中「国内アクセス」の長崎空港の便数は合計で30便/日であるが、2の「国際アクセス」には「長崎空港(国内主要国際空港との航空便21便/日)」と記載されており、整合がとれていないように見受けられるが、この点に関する考え方について説明を頂きたい。</p> <p>また、長崎空港からの高速船の所要時間について、1-1の図表においては「30分」と記載されている一方、4においては「約50分」と記載されており、整合がとれていないように見受けられるが、この点に関する考え方について説明を頂きたい。</p>
12	既存施設の活用 (要求基準14関係)	区域整備計画において、活用を予定する既存施設については、HTB社・信託銀行及び県が所有している旨の記述があるが、関連する添付書類の配置図上は、HTB・信託銀行が所有する施設にしか言及がなく、県が所有する既存施設について言及がないため、この点について説明を頂きたい。
13	自治体への協力 (要求基準16関係)	<p>要求基準16に記載された下記の事項について、添付書類(予定貸借対照表、予定損益計算書、予定キャッシュフロー計算書、これらの根拠を記載した書類)からその整合性が確認できなかったことから、それぞれの事項について具体的な説明を頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県・市が本IR開業までに実施する交通・都市インフラ対策やMICE推進等の施策への協力として、14,725百万円の費用負担を行う</li> <li>・ 「周辺地域支援準備金」として毎年本IR事業者の営業利益の0.2%(約1億円を想定)を限度に拠出する</li> <li>・ 懸念事項対策については、年約1.2億円を原資として、関係団体等が推進する取組の財政支援として、執行予定</li> </ul>

## 質問事項(長崎県の区域整備計画)

### ②記載が整合しないものに係る質問事項

確認番号	項目	質問の内容
14	訪日外国人旅行者数 (要求基準18関係)	<p>要求基準18に示された訪日外国人旅行者(第7期(2028))は142万人である一方、評価基準17に示されたIR区域への来訪者数(海外、第7期(2028))は141万人となっているが、記載誤りという認識でよいか。</p> <p>また、記載誤りの場合、正しい記載内容について説明を頂きたい。</p>

### 3. 要求基準の確認(確認内容)について

---

## 要求基準3 確認結果

### 【要求基準3】IR区域の一体的な管理

IR区域がIR施設を設置する一団の土地の区域としてIR事業者により一体的に管理されるものでなければならない。

#### 大阪府

確認内容	確認結果	備考
・施設の配置図等を踏まえ、IR区域が、一のIR施設を設置する一団の土地の区域として、IR施設の敷地と同一の単一の区画となっているか確認する。	左記の内容につき確認できた。	○区域整備計画(p.16)において、IR区域が、一のIR施設を設置する一団の土地の区域として、IR施設の敷地と同一の単一の区画となっているか確認した。
・また、IR区域をIR事業者が一体的に管理することとなっているか確認する。	左記の内容につき確認できた。	○区域整備計画(p.16)において、IR区域をIR事業者が一体的に管理することとなっているか確認した。

#### 長崎県

確認内容	確認結果	備考
・施設の配置図等を踏まえ、IR区域が、一のIR施設を設置する一団の土地の区域として、IR施設の敷地と同一の単一の区画となっているか確認する。	左記の内容につき確認できた。	○区域整備計画において、IR区域が、一のIR施設を設置する一団の土地の区域として、IR施設の敷地と同一の単一の区画となっているか確認した。
・また、IR区域をIR事業者が一体的に管理することとなっているか確認する。	左記の内容につき確認できた。	○区域整備計画において、IR区域をIR事業者が一体的に管理することとなっているか確認した。

## 要求基準4 確認結果

### 【要求基準4】IR区域の土地の使用の権原・IR施設の設置根拠についての妥当性

IR区域の土地の使用の権原をIR事業者が既に有し、又はその権原をIR事業者が取得する見込みが明らかにされ、及びIR施設を設置するために必要となる資金を調達する見込みが明らかにされるなど、IR施設を確実に設置できる根拠について妥当性が認められるものでなければならない。

#### 大阪府

確認内容	確認結果	備考
<ul style="list-style-type: none"><li>IR区域の土地の使用について、添付書類(設置運営事業者が当該土地に関する所有権の取得等をすることが可能であることを証する書類)を踏まえ、その権原をIR事業者が既に有し、又はその権原をIR事業者が取得する見込みが添付書類の内容から明らかであるか確認する。</li></ul>	左記の内容につき確認できた。	○区域整備計画(p.17)及び添付書類「IR区域の土地権原について(概説)、丈量図、全部事項証明書(土地)、大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備等 基本協定書」より、IR区域の土地の使用について、その権原をIR事業者が取得する見込みであることを確認した。
<ul style="list-style-type: none"><li>IR施設を確実に設置するために必要となる資金調達について、添付書類(資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料(コミットメントレター等))を踏まえ、……確認する。</li></ul>	確認中	確認中 (5月17日付けで関連する質問を自治体に発出済み。この他、日系調査会社による企業等の検索については、現在作業中)

## 要求基準4 確認結果

### 【要求基準4】IR区域の土地の使用の権原・IR施設の設置根拠についての妥当性

IR区域の土地の使用の権原をIR事業者が既に有し、又はその権原をIR事業者が取得する見込みが明らかにされ、及びIR施設を設置するために必要となる資金を調達する見込みが明らかにされるなど、IR施設を確実に設置できる根拠について妥当性が認められるものでなければならない。

#### 大阪府

確認内容	確認結果	備考
・その他、IR施設を確実に設置できる根拠についての確認	申請者に要確認。	<p>○【質問】 添付書類(基本協定書、大阪市会附帯決議)において、IR事業用地における「土壤汚染対策、液状化対策、地中障害物撤去」に係る市負担額は788億円と示されている。この788億円の費用計上の根拠(例えば、液状化対策であれば、土質条件、対策工法など)について、具体的な説明を頂きたい。</p> <p>○【質問】 解説資料(評価基準21、投資計画書)において、「地盤沈下対策費は、現時点での地盤調査内容や地質データ等に基づき、以下の対策等を建築計画に反映しています。1)建物と同程度の重量の地盤を掘削/排土し、地盤に加わる荷重を低減することによる沈下量の軽減 2)杭支持の採用による建物の沈下影響軽減」とあるが、当該記載事項の具体的内容(費用計上の根拠含む)について、説明を頂きたい。</p> <p>○【質問】 仮に、「土壤汚染対策、液状化対策、地中障害物撤去、地盤沈下対策費」が今後増加した場合、それぞれについて費用を負担する者についての考え方について、説明を頂きたい。 (このほか、チェックリストに基づく確認で添付書類に記載の借地料の額に関する質問を作成)</p>

## 要求基準4 確認結果

### 【要求基準4】IR区域の土地の使用の権原・IR施設の設置根拠についての妥当性

IR区域の土地の使用の権原をIR事業者が既に有し、又はその権原をIR事業者が取得する見込みが明らかにされ、及びIR施設を設置するために必要となる資金を調達する見込みが明らかにされるなど、IR施設を確実に設置できる根拠について妥当性が認められるものでなければならない。

#### 長崎県

確認内容	確認結果	備考
・IR区域の土地の使用について、添付書類(設置運営事業者が当該土地に関する所有権の取得等をすることが可能であることを証する書類)を踏まえ、その権原をIR事業者が既に有し、又はその権原をIR事業者が取得する見込みが添付書類の内容から明らかであるか確認する。	左記の内容につき確認できた。	○区域整備計画及び添付書類「九州・長崎IRの事業用地に係る不動産売買予定契約書、九州・長崎IRの事業用地に係る不動産売買予約契約書の地位の継承に関する覚書、九州・長崎の事業用地に係る不動産売買実行日に関する覚書、全部事項証明書(土地)、ハウステンボスの信託対象不動産に関する確認書」より、IR区域の土地の使用について、その権原をIR事業者が取得する見込みであることを確認した。
・IR施設を確実に設置するために必要となる資金調達について、添付書類(資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料(コミットメントレター等))を踏まえ、……確認する。	確認中	確認中 (5月17日付けで関連する質問を自治体に発出済み。この他、日系調査会社による企業等の検索については、現在作業中)
・その他、IR施設を確実に設置できる根拠についての確認	申請者に要確認。	○【質問】 IR区域は臨海部に位置しているが、液状化対策や地盤沈下対策について、区域整備計画において記載が見受けられなかつたため、その考え方(根拠含む)について、具体的な説明を頂きたい。 (このほか、チェックリストに基づく確認で予定損益計算書の記載に関する質問を作成)

## 要求基準5 確認結果

### 【要求基準5】公平かつ公正な民間事業者の公募及び選定

都道府県等が定める接触ルールが策定されているなどにより、民間事業者の公募及び選定が公平かつ公正に行われたものでなければならない。

#### 大阪府

確認内容	確認結果	備考
<p>・接触ルールの策定、実施方針の策定(民間提案の検討を含む。)、民間事業者の公募及び選定に関し、添付書類を確認し、基本方針第4の1～3に掲げる事項を踏まえており、有識者による選定委員会の設置等により公平中立な審査の結果選定されたことが公表されているか確認する(設置運営事業を行おうとする民間事業者の選定過程等について疑義が生じた場合には、ヒアリング等を実施。)。</p> <p>(基本方針の関連記述概略)</p> <p>第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項</p> <p>1 公正性及び透明性の確保</p> <p>・都道府県等は面談は複数の職員で行い内容等について上司に報告すること、ルールの対象は担当職員から最高責任者までとすること等を規定したIR事業者等との接触ルールを策定することにより、公募及び選定に係る公正性及び透明性を確保することが求められる。</p> <p>2 実施方針</p> <p>・都道府県等はIR整備法に掲げる記載事項について<u>基本方針に規定する留意点を踏まえ、実施方針を策定することが求められる。</u></p> <p>3 公募及び選定</p> <p>・民間事業者の公募及び選定については、選定の公正性及び透明性を確保するために、<u>公募により民間事業者を選定することとしているIR整備法の趣旨を没却することのないように留意する。</u></p> <p>・選定基準・手続について、<u>基本方針に規定する留意点を踏まえることが求められる。</u></p>	申請者に要確認。	<p>○接触ルールの策定</p> <p>・添付書類において、「IR推進局における事業者対応等指針」を策定していることを確認した。</p> <p>○実施方針の策定(民間提案の検討を含む。)</p> <p>・添付書類において、「実施方針」を策定していることを確認した。</p> <p>○民間事業者の公募及び選定</p> <p><b>【質問】</b></p> <p style="color:red;">特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針(令和2年12月18日付け特定複合観光施設区域整備推進本部決定)において、「民間事業者の公募及び選定については、選定の公正性及び透明性を確保するために、公募により民間事業者を選定することとしているIR整備法の趣旨を没却することのないように留意する。」とされているところ、大阪府及び大阪市が行った民間事業者の公募及び選定に関し、応募者の数が1者(MGM・オリックス コンソーシアム)という状態であったが、民間事業者の公募及び選定が公平かつ公正に行われたものであるか、具体的な説明を頂きたい。</p> <p style="color:red;">(このほか、チェックリストに基づく確認で添付書類の整合性に関する質問を作成)</p>

## 要求基準5 確認結果

長崎県

確認内容	確認結果	備考
<p>・接触ルールの策定、実施方針の策定(民間提案の検討を含む。)、民間事業者の公募及び選定に関し、添付書類を確認し、基本方針第4の1～3に掲げる事項を踏まえており、有識者による選定委員会の設置等により公平中立な審査の結果選定されたことが公表されているか確認する(設置運営事業を行おうとする民間事業者の選定過程等について疑義が生じた場合には、ヒアリング等を実施。)。</p> <p>(基本方針の関連記述概略)</p> <p><b>第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項</b></p> <p><b>1 公正性及び透明性の確保</b></p> <p>・都道府県等は面談は複数の職員で行い内容等について上司に報告すること、ルールの対象は担当職員から最高責任者までとすること等を規定したIR事業者等との接触ルールを策定することにより、公募及び選定に係る公正性及び透明性を確保することが求められる。</p> <p><b>2 実施方針</b></p> <p>・都道府県等はIR整備法に掲げる記載事項について基本方針に規定する留意点を踏まえ、実施方針を策定することが求められる。</p> <p><b>3 公募及び選定</b></p> <p>・民間事業者の公募及び選定については、選定の公正性及び透明性を確保するために、公募により民間事業者を選定することとしているIR整備法の趣旨を没却することのないように留意する。</p> <p>・選定基準・手続について、基本方針に規定する留意点を踏まえることが求められる。</p>	<p>申請者に要確認。</p>	<p>○接触ルールの策定 ・添付書類において、「IR関連事業者への対応に関する指針」を策定していることを確認した。</p> <p>○実施方針の策定(民間提案の検討を含む。) ・添付書類において、「実施方針」を策定していることを確認した。</p> <p>○民間事業者の公募及び選定</p> <p><b>【質問】</b></p> <p>特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針(令和2年12月18日付け特定複合観光施設区域整備推進本部決定)において、「民間事業者の公募及び選定については、選定の公正性及び透明性を確保するために、公募により民間事業者を選定することとしているIR整備法の趣旨を没却することのないように留意する。」とされているところ、長崎県によるIR事業者選定に当たり、第一次審査で得点が3位であったCASINOS AUSTRIA INTERNATIONAL JAPAN株式会社が第二次審査の結果、事業者に選定されたが、民間事業者の公募及び選定が公平かつ公正に行われたものであるか、具体的な説明を頂きたい。</p>

## 要求基準6 確認結果

### 【要求基準6】地域における合意形成の手続

区域整備計画の作成及び認定の申請に当たって、協議会における協議又は立地市町村等及び都道府県公安委員会との協議、公聴会の開催その他の住民の意見を反映するために必要な措置、都道府県等の議会の議決及び立地市町村の同意、立地市町村が地方自治法第96条第2項の規定に基づきこの同意を議会の議決事項とした場合には議会における議決など、地域における合意形成の手續が適切に行われたものでなければならない。

#### 大阪府

確認内容	確認結果	備考
<ul style="list-style-type: none"><li>・法第九条第五項から第九項までの手続について、添付書類を確認し、下記の確認事項を全て満たしており、地域の合意形成の手續が適切に行われたものであることを確認する。(必要に応じヒアリング等を実施)<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 法第九条第五項の協議:協議がなされているかを確認</li><li>➢ 法第九条第六項の同意:同意が取れているかを確認</li><li>➢ 法第九条第七項の公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置:当該措置の内容(住民の意見を踏まえた区域整備計画への反映状況含む)を確認する。</li><li>➢ 法第九条第八項の議会議決:議会議決を得ているかを確認</li><li>➢ 法第九条第九項の同意:同意が取れているかを確認。なお、当該同意を立地市町村の議会議決事項とした場合には、同意に当たって議会の議決を得ているかも確認</li></ul></li></ul>	申請者に要確認。	<p>○法第九条第七項の公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置</p> <p><b>【質問】</b></p> <p>住民の意見を反映させるために必要な措置について、住民の意見を踏まえた区域整備計画への反映状況(具体的な意見の内容とそれに対する対応状況、意見を採用しなかったものがある場合は、その理由)について説明を頂きたい。</p> <p>○法第九条第八項の議会議決 (チェックリストに基づく確認で議会議決がされた際の議事に関する質問を作成)</p> <p>○法第九条第九項の同意 (チェックリストに基づく確認で同意に係る議会議決がされた際の議事及び協議文書の記載に関する質問を作成)</p>

## 要求基準6 確認結果

### 【要求基準6】地域における合意形成の手続

区域整備計画の作成及び認定の申請に当たって、協議会における協議又は立地市町村等及び都道府県公安委員会との協議、公聴会の開催その他の住民の意見を反映するために必要な措置、都道府県等の議会の議決及び立地市町村の同意、立地市町村が地方自治法第96条第2項の規定に基づきこの同意を議会の議決事項とした場合には議会における議決など、地域における合意形成の手續が適切に行われたものでなければならない。

#### 長崎県

確認内容	確認結果	備考
<p>・法第九条第五項から第九項までの手続について、添付書類を確認し、下記の確認事項を全て満たしており、地域の合意形成の手續が適切に行われたものであることを確認する。(必要に応じヒアリング等を実施)</p> <p>➢ 法第九条第五項の協議:協議がなされているかを確認</p> <p>➢ 法第九条第六項の同意:同意が取れているかを確認</p> <p>➢ 法第九条第七項の公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置:当該措置の内容(住民の意見を踏まえた区域整備計画への反映状況含む)を確認する。</p> <p>➢ 法第九条第八項の議会議決:議会議決を得ているかを確認</p> <p>➢ 法第九条第九項の同意:同意が取れているかを確認。なお、当該同意を立地市町村の議会議決事項とした場合には、同意に当たって議会の議決を得ているかも確認</p>	申請者に要確認。	<p>○法第九条第七項の公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置</p> <p><b>【質問】</b></p> <p>住民の意見を反映させるために必要な措置について、住民の意見を踏まえた区域整備計画への反映状況(具体的な意見の内容とそれに対する対応状況、意見を採用しなかった場合の理由)について説明を頂きたい。</p> <p>区域整備計画において、「なお、IR整備法で規定される内容のみならず、公安委員会への適宜の補足説明や県民等向けの事業概要説明会・意見公募等の措置も別途広く実施している。」と記載されているが、実際に行った取組に関し、具体的な説明を頂きたい。</p> <p>(このほか、チェックリストに基づく確認で協議の経過に関する質問を作成)</p> <p>○法第九条第八項の議会議決</p> <p>○法第九条第九項の同意</p> <p>(チェックリストに基づく確認で議会議決に関する質問を作成)</p>

## 要求基準7 確認結果

### 【要求基準7】IR事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組

IR事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組が適切かつ十分なものでなければならない。

#### 大阪府

確認内容	確認結果	備考
<p>・コンプライアンスの確保に関して、会社法上の大会社(資本金5億円以上又は負債総額200億円以上の会社)に求められる体制を整備し定期的にコンプライアンスの実施状況評価を行うなど、適切かつ十分であることが具体的に説明されており、定款及び登記事項証明書からも当該事項の確認が取れた上で、誓約書が提出されているか確認する(必要に応じてヒアリング等により実施内容を確認するとともに、誓約書により法令遵守を確保する旨確認する。)。</p>	<p>左記の内容につき確認できた。</p>	<p>○添付書類である大阪IR株式会社の「登記事項証明書」記載の資本金から、同社は現時点では会社法上の大会社(資本金5億円以上又は負債総額200億円以上の会社)には該当しないものの、要求基準4にもあるとおり、今後、負債総額が200億円を超える可能性があるところ。 この点、区域整備計画(p.22-23)において、会社法上の大会社に求められる体制を整備し、定期的なコンプライアンスの実施状況評価を行うことが概ね確認できたこと、添付書類である大阪IR株式会社の「定款」において、定款に定めのない事項についてはすべて会社法その他の法令に従う旨記載があることから、今後、大会社に該当した場合に求められる水準のコンプライアンス体制が確保されることを確認した。</p> <p>○添付書類である大阪IR株式会社の「誓約書」において、IR整備法その他の法令を遵守し、区域整備計画を信義に従って誠実に実施すること、その他コンプライアンスの確保のための取組の実施及び当該取組の実施のために必要な体制の構築に万全を期することを誓約する旨確認した。</p>

## 要求基準7 確認結果

### 【要求基準7】IR事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組

IR事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組が適切かつ十分なものでなければならない。

#### 長崎県

確認内容	確認結果	備考
・コンプライアンスの確保に関して、会社法上の大会社(資本金5億円以上又は負債総額200億円以上の会社)に求められる体制を整備し定期的にコンプライアンスの実施状況評価を行うなど、適切かつ十分であることが具体的に説明されており、定款及び登記事項証明書からも当該事項の確認が取れた上で、誓約書が提出されているか確認する(必要に応じてヒアリング等により実施内容を確認するとともに、誓約書により法令遵守を確保する旨確認する。)。	申請者に要確認。	<p>○添付書類であるKYUSHUリゾーツジャパン株式会社の「登記事項証明書」記載の資本金から、同社は現時点では会社法上の大会社(資本金5億円以上又は負債総額200億円以上の会社)には該当しないものの、要求基準4にもあるとおり、今後、負債総額が200億円を超える可能性があるところ。</p> <p>この点、区域整備計画において、会社法上の大会社に求められる体制を整備し、定期的なコンプライアンスの実施状況評価を行うことが概ね確認できたこと、添付書類であるKYUSHUリゾーツジャパン株式会社の「定款」において、定款に定めのない事項についてはすべて会社法その他の法令に従う旨記載があることから、今後、大会社に該当した場合に求められる水準のコンプライアンス体制が確保されることを確認した。</p> <p>○添付書類である大阪IR株式会社の「誓約書」において、IR整備法その他の法令を遵守し、区域整備計画を信義に従って誠実に実施すること、その他コンプライアンスの確保のための取組の実施及び当該取組の実施のために必要な体制の構築に万全を期することを誓約する旨確認した。</p> <p>(チェックリストに基づく確認で添付書類との整合性及び誓約書の日付に関する質問を作成)</p>

○2つ目

誤：添付書類である大阪IR株式会社

正：添付書類であるKYUSHUリゾーツジャパン株式会社

## 要求基準8 確認結果

### 【要求基準8】IR事業者の役員及び株主又は出資者についての反社会的勢力の排除

①IR事業者の役員及び株主又は出資者について、(i) カジノ事業の免許を受ける上での欠格事由が存在しないことにつきこれらの者による表明・確約書、(ii) 暴力団員等が含まれないことについて都道府県警察に照会し確認したことを示す書面、(iii) 暴力団員等が含まれないことについて調査会社に調査を委託した場合にはその報告書、また、②IR事業者において、反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力による被害を防止するため、行動指針を作成するなど適切な措置を講ずる予定であることを明らかにする書類が添付されていなければならない。

#### 大阪府

確認内容	確認結果	備考
<p>・関係する書類が全て添付された上で、事務局(観光庁)から警察庁に対し、「都道府県警察が暴力団員等が含まれないことについて確認し、区域整備計画について都道府県公安委員会が適切なものとして同意したか」について照会し、確認する。 (関係する添付書類等)</p> <p>(1) IR事業者の役員、IR事業者の主要株主等基準値以上の数の株主・出資者及びその役員に関する次に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(i) カジノ事業の免許を受ける上での欠格事由が存在しないことにつきこれらの者による表明・確約書</li><li>(ii) 暴力団員等に該当しないことを確認するため都道府県警察に対し照会をした結果を記載した書面</li><li>(iii) 暴力団員等に該当しないことを確認するために必要な調査を民間事業者に委託する場合には、当該調査の結果についての報告書</li></ul> <p>(2) IR事業者等の役員その他の関係者から暴力団員その他IR施設に対する関与が不適当な者を排除するために講ずる措置を記載した書面</p> <p>(3) その他以下の書類</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・IR事業者の組織図、役員の履歴書</li><li>・IR事業者の主要株主等基準値以上の数の株主・出資者の定款、登記事項証明書、住民票の抄本等</li><li>・IR事業者の設立時の株主・出資者及びその役員の氏名・住所・出資割合・金額等を記載した書面</li></ul>	<p>申請者に要確認。</p> <p>事務局から警察庁に確認中。</p>	<p>(チェックリストに基づく確認で添付書類との整合性及びIR事業者の住所に関する質問を作成)</p> <p>○事務局(観光庁)から警察庁に対し、「都道府県警察が暴力団員等が含まれないことについて確認し、区域整備計画について都道府県公安委員会が適切なものとして同意したか」について照会し、確認する。</p>

## 要求基準8 確認結果

### 【要求基準8】IR事業者の役員及び株主又は出資者についての反社会的勢力の排除

①IR事業者の役員及び株主又は出資者について、(i) カジノ事業の免許を受ける上での欠格事由が存在しないことにつきこれらの者による表明・確約書、(ii) 暴力団員等が含まれないことについて都道府県警察に照会し確認したことを示す書面、(iii) 暴力団員等が含まれないことについて調査会社に調査を委託した場合にはその報告書、また、②IR事業者において、反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力による被害を防止するため、行動指針を作成するなど適切な措置を講ずる予定であることを明らかにする書類が添付されなければならない。

#### 長崎県

確認内容	確認結果	備考
<p>・関係する書類が全て添付された上で、事務局(観光庁)から警察庁に対し、「都道府県警察が暴力団員等が含まれないことについて確認し、区域整備計画について都道府県公安委員会が適切なものとして同意したか」について照会し、確認する。 (関係する添付書類等)</p> <p>(1)IR事業者の役員、IR事業者の主要株主等基準値以上の数の株主・出資者及びその役員に関する次に掲げる書類 (i)カジノ事業の免許を受ける上での欠格事由が存在しないことにつきこれらの者による表明・確約書 (ii)暴力団員等に該当しないことを確認するため都道府県警察に対し照会をした結果を記載した書面 (iii)暴力団員等に該当しないことを確認するために必要な調査を民間事業者に委託する場合には、当該調査の結果についての報告書</p> <p>(2)IR事業者等の役員その他の関係者から暴力団員その他IR施設に対する関与が不適当な者を排除するために講ずる措置を記載した書面</p> <p>(3)その他以下の書類</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・IR事業者の組織図、役員の履歴書</li><li>・IR事業者の主要株主等基準値以上の数の株主・出資者の定款、登記事項証明書、住民票の抄本等</li><li>・IR事業者の設立時の株主・出資者及びその役員の氏名・住所・出資割合・金額等を記載した書面</li></ul>	<p>申請者に要確認。</p> <p>事務局から警察庁に確認中。</p>	<p>(チェックリストに基づく確認でIR事業者の役員の住所や持株会社、添付書類との整合性に関する質問を作成)</p> <p>○事務局(観光庁)から警察庁に対し、「都道府県警察が暴力団員等が含まれないことについて確認し、区域整備計画について都道府県公安委員会が適切なものとして同意したか」について照会し、確認する。</p>

## 要求基準9 確認結果

### 【要求基準9】審査委員会の委員へ不正な働きかけを行っていないこと

都道府県等又はＩＲ事業者が審査委員会の委員に対して不正な働きかけを行ったと認められるものであってはならない。

#### 大阪府

確認内容	確認結果	備考
・添付書類として提出される誓約書において審査委員会の委員に対して不正な働きかけを行っていない旨の記載があることに加え、事務局から審査委員会の委員に対して不正な働きかけがなかったか照会し該当がないことを確認する。	右記のとおり要確認	○添付書類である「誓約書」において、審査委員会の委員に対して不正な働きかけを行っていない旨の記載がある。 ○5月27日の審査委員会以降、会議参加に際し、審査委員会の委員に対して不正な働きかけがなかったか確認する。

#### 長崎県

確認内容	確認結果	備考
・添付書類として提出される誓約書において審査委員会の委員に対して不正な働きかけを行っていない旨の記載があることに加え、事務局から審査委員会の委員に対して不正な働きかけがなかったか照会し該当がないことを確認する。	右記のとおり要確認	○添付書類である「誓約書」において、審査委員会の委員に対して不正な働きかけを行っていない旨の記載がある。 ○5月27日の審査委員会以降、会議参加に際し、審査委員会の委員に対して不正な働きかけがなかったか確認する。

## 要求基準10 確認結果

### 【要求基準10】 IR区域と国内外の主要都市との交通の利便性

IR区域は、国内外の主要都市との交通の利便性その他の経済的・社会的条件からみて、IR区域の整備を推進することが適切と認められる地域でなければならない。

#### 大阪府

確認内容	確認結果	備考
<ul style="list-style-type: none"><li>国際アクセス、国内アクセスについては、IR区域と国内外の主要都市との交通網が確保されているかどうか確認する。</li></ul>	左記の内容につき確認できた。	○区域整備計画(p.28)において、大阪IRは、全ての主要交通拠点が半径30km以内に集積している臨海部の「夢洲」に位置しており、国内外の主要都市から利便性の高いアクセスが可能であり、IR区域と国内外の主要都市との交通網が確保されていることが記述されている。
<ul style="list-style-type: none"><li>域内アクセスについては、IR区域への来訪者数を処理可能な輸送量を確保しているかどうかを確認する。</li></ul> <p>(参考)域内アクセスの確認方法例</p> <p>○IR区域への輸送量確保に関するインフラの整備状況(計画含む)を確認し、IR区域への年間来訪者(計画値)を処理可能か確認する。その際、IR区域内に駐車場の整備計画がある場合、その内容も併せて確認する。</p> <p>○その結果、IR区域への年間来訪者(計画値)の処理に疑義がある場合、例えば、必要に応じバス便の増設を行うなど、対応策を講ずるかどうか確認する。</p>	申請者に要確認。	○【質問】 域内アクセスについて、既存アクセスの夢舞大橋(4車線)及び夢咲トンネルに加え、現在整備中の大阪メトロ中央線延伸や夢舞大橋の6車線化工事について、ピーク時交通においてIR区域への想定来訪者を十分処理可能か、IR区域内の駐車場整備計画を含め、具体的な説明を頂きたい。

## 要求基準10 確認結果

### 【要求基準10】IR区域と国内外の主要都市との交通の利便性

IR区域は、国内外の主要都市との交通の利便性その他の経済的・社会的条件からみて、IR区域の整備を推進することが適切と認められる地域でなければならない。

#### 長崎県

確認内容	確認結果	備考
<ul style="list-style-type: none"><li>国際アクセス、国内アクセスについては、IR区域と国内外の主要都市との交通網が確保されているかどうか確認する。</li></ul>	申請者に要確認。	<p>○区域整備計画において、国際アクセス、国内アクセスは長崎及び福岡空港などの航空ネットワーク等、IR区域と国内外の主要都市との交通網が確保されていることが記述されている。</p> <p>(チェックリストに基づく確認で長崎空港の便数に関する質問を作成)</p>
<ul style="list-style-type: none"><li>域内アクセスについては、IR区域への来訪者数を処理可能な輸送量を確保しているかどうかを確認する。</li></ul> <p>(参考)域内アクセスの確認方法例</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○IR区域への輸送量確保に関するインフラの整備状況(計画含む)を確認し、IR区域への年間来訪者(計画値)を処理可能か確認する。その際、IR区域内に駐車場の整備計画がある場合、その内容も併せて確認する。</li><li>○その結果、IR区域への年間来訪者(計画値)の処理に疑義がある場合、例えば、必要に応じバス便の増設を行うなど、対応策を講ずるかどうか確認する。</li></ul>	申請者に要確認。	<p>○【質問】</p> <p>評価基準15の解説資料において、IR施設への来訪者や従業員の車両交通による周辺発生交通量及び交差点解析結果の記載があるが、区域整備計画の記載項目との関連性について、当該解析の前提条件やその計算過程にも触れつつ、具体的な説明を頂きたい。</p> <p>(このほか、チェックリストに基づく確認で長崎空港からの高速船の所要時間に関する質問を作成)</p>

## 要求基準11 確認結果

### 【要求基準11】 一体的かつ継続的なIR事業の実施

カジノ事業の収益が設置運営事業の実施に活用されることにより、設置運営事業が一の設置運営事業者により一体的かつ継続的に行われると認められるものでなければならない。

大阪府

長崎県

確認内容	確認結果	備考
・下記の確認ポイントを踏まえ、IR事業が一のIR事業者により一体的かつ継続的に行われることが具体的に説明されているか確認する。	確認中	確認中 (5月17日付けで関連する質問を自治体に発出済み。)

	確認ポイント
一体性	・設置運営事業者による業務委託が行われるかどうか、少なくともカジノ事業については業務委託を行うこととしているか確認。 ・業務委託が行われる場合には、下記2点を踏まえて行うこととしているか確認(業務委託の内容等から一体性の疑義が生じた場合には、ヒアリング等を検討。) ①業務の委託先の企業名、委託の範囲、委託期間、受託の意思等を確認し、業務における効率性の確保や専門性の活用の観点から委託されるものであるか(委託先の企業にも確認) ②設置運営事業者及び委託先に対し、委託業務に係る経営判断を設置運営事業者に留保する方法について内容を確認するとともに、定款・登記事項証明書に記載の「目的」において「IR整備法に基づく設置運営事業」などの記載が確認できるか
継続性	・カジノ事業の収益を活用することを通じたIR事業の継続的な実施を確保するために以下のような具体的な方策が講じられているか確認(内容に応じて、添付書類の1つである実施協定の案も確認)。 例)・事業の継続性を確保するための都道府県・事業者間の契約の締結(長期事業期間の設定や継続性を阻害する事業譲渡(株式譲渡を含む。)の防止等) ・様々な事業リスクに対応する事業実施体制の構築

## 要求基準12(大阪府、長崎県では該当なし)

要求基準12	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	確認内容
施設供用事業が行われる場合には、IR事業が設置運営事業者と施設供用事業者との適切な責任分担及び相互の緊密な連携により行われると認められるものでなければならない。	○施設供用事業者が所有するIR施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携	・大阪府、長崎県の区域整備計画においては該当なし。

## 要求基準13 確認結果

### 【要求基準13】「IR事業者が会社法に規定する会社で、専ら設置運営事業を行うものであること」

IR事業者が会社法に規定する会社であって、専ら設置運営事業（施設供用事業者にあっては、施設供用事業）を行うものでなければならない。

#### 大阪府

確認内容		確認結果	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>附帯事業として記載された事業が、設置運営事業に係る附帯事業として必要性と許容性の観点から適切であり、設置運営事業（附帯事業を含む。）以外の事業が記載されておらず、添付書類の定款及び登記事項証明書においてもその旨が記載されているか確認する。</li> </ul>		申請者に要確認。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各附帯事業は以下のとおり。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. IR区域北側護岸における係留施設やIR区域北側の臨港緑地における海上アクセスのためのサポート施設（給油施設・シェルター等）の整備・運営</li> <li>2. 関西国際空港におけるポートターミナルの再整備・運営</li> <li>3. 関西国際空港におけるリムジン利用者専用ラウンジの設置・運営</li> <li>4. 夢洲1区（グリーンテラスゾーン）における太陽光発電事業</li> <li>5. IR区域拡張予定地の暫定利用（大阪IRでのイベント開催時における臨時駐車場等）</li> <li>6. その他の附帯事業（IR区域外の大蔵IRの広告・宣伝等（カジノ事業に係るもの）を除く）</li> </ol>
<p>考え方</p> <p>必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IR施設を設置・運営する事業の実施の観点から必要なものであるか</li> <li>法目的の達成の観点から必要なものであるか（観光・地域経済振興・財政改善）</li> </ul>	<p>附帯事業となり得る事業例 (※事業の規模・性質に照らして個別判断)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■IR施設の来訪者の利便性を確保するための事業</li> <li>IR施設へのバス・フェリー等の運行</li> <li>空港等におけるIR施設への来訪者向けの待合ラウンジの運営</li> <li>IR来訪者向けの駐車場運営</li> </ul>		
<p>許容性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針を踏まえ、事業の規模・性質に照らして、設置運営事業を支えるものとしての附帯性が認められるか</li> <li>法目的・趣旨に適合するものであるか（例：カジノ施設設置に伴う有害影響排除を阻害するなど、IR事業の実施を阻害するものではないか）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■設置運営事業を円滑に実施するための事業</li> <li>IR施設の電力供給や余剰電力の売却による設置運営経費の確保を目的とした太陽光発電事業</li> <li>IR区域外でのカジノ施設以外のIR施設の広告宣伝</li> <li>IR施設従事者の人材育成</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○一部の事業について、左記の内容に照らして不明瞭な部分もあることから、質問にて確認する（次ページ続く）。</li> </ul>

# 要求基準13 確認結果

大阪府

確認内容		確認結果	備考
<p>・附帯事業として記載された事業が、設置運営事業に係る附帯事業として必要性と許容性の観点から適切であり、設置運営事業（附帯事業を含む。）以外の事業が記載されておらず、添付書類の定款及び登記事項証明書においてもその旨が記載されているか確認する。</p>	<p>申請者に要確認。</p>	<p>○【質問】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区域整備計画の要求基準13において、IR区域北側の臨港緑地におけるサポート施設（給油施設・シェルター等）の整備・運営や、関西国際空港におけるポートターミナルの再整備・運営について、主としてIR事業のために行うものであるか、具体的な説明を頂きたい。</li> </ul>	
<p><b>考え方</b></p> <p><b>必要性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IR施設を設置・運営する事業の実施の観点から必要なものであるか</li> <li>・法目的達成の観点から必要なものであるか（観光・地域経済振興・財政改善）</li> </ul>	<p>附帯事業となり得る事業例 (※事業の規模・性質に照らして個別判断)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■IR施設の来訪者の利便性を確保するための事業</li> <li>・IR施設へのバス・フェリー等の運行</li> <li>・空港等におけるIR施設への来訪者向けの待合ラウンジの運営</li> <li>・IR来訪者向けの駐車場運営</li> </ul>		
<p><b>許容性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針を踏まえ、事業の規模・性質に照らして、設置運営事業を支えるものとしての附帯性が認められるか</li> <li>・法目的・趣旨に適合するものであるか（例：カジノ施設設置に伴う有害影響排除を阻害するなど、IR事業の実施を阻害するものではないか）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■設置運営事業を円滑に実施するための事業</li> <li>・IR施設の電力供給や余剰電力の売却による設置運営経費の確保を目的とした太陽光発電事業</li> <li>・IR区域外でのカジノ施設以外のIR施設の広告宣伝</li> <li>・IR施設従事者の人材育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域整備計画の要求基準13及び添付書類のうちIR事業者の「定款」及び「登記事項証明書」において、目的欄にIR事業に附帯又は「関連する一切の」事業と記載されているが、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）第2条第3項で規定する設置運営事業以外の事業は行わないという理解でよいか、この点について説明を頂きたい。</li> </ul>	

# 要求基準13 確認結果

長崎県

確認内容		確認結果	備考											
<p>・附帯事業として記載された事業が、設置運営事業に係る附帯事業として必要性と許容性の観点から適切であり、設置運営事業(附帯事業を含む。)以外の事業が記載されておらず、添付書類の定款及び登記事項証明書においてもその旨が記載されているか確認する。</p>	<p>申請者に要確認。</p>	<p>○各附帯事業は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロープウェイ整備運営事業</li> <li>・海上運送事業</li> <li>・大村湾旅客ターミナル整備事業</li> <li>・HTBマリーナ・ハーバー管理運営事業</li> <li>・JRハウステンボス駅舎一部整備運営事業</li> <li>・IR区域外駐車場整備運営事業</li> </ul>												
<table border="1" data-bbox="92 632 938 981"> <thead> <tr> <th colspan="2">考え方</th> <th>附帯事業となり得る事業例 (※事業の規模・性質に照らして個別判断)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="103 779 233 981" style="text-align: center;">必要性</td><td data-bbox="233 779 557 981"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IR施設を設置・運営する事業の実施の観点から必要なものであるか</li> <li>・法目的の達成の観点から必要なものであるか(観光・地域経済振興・財政改善)</li> </ul> </td><td data-bbox="557 779 927 981"> <ul style="list-style-type: none"> <li>■IR施設の来訪者の利便性を確保するための事業</li> <li>・IR施設へのバス・フェリー等の運行</li> <li>・空港等におけるIR施設への来訪者向けの待合ラウンジの運営</li> <li>・IR来訪者向けの駐車場運営</li> </ul> </td></tr> </tbody> </table>	考え方		附帯事業となり得る事業例 (※事業の規模・性質に照らして個別判断)	必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IR施設を設置・運営する事業の実施の観点から必要なものであるか</li> <li>・法目的の達成の観点から必要なものであるか(観光・地域経済振興・財政改善)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■IR施設の来訪者の利便性を確保するための事業</li> <li>・IR施設へのバス・フェリー等の運行</li> <li>・空港等におけるIR施設への来訪者向けの待合ラウンジの運営</li> <li>・IR来訪者向けの駐車場運営</li> </ul>	<table border="1" data-bbox="1123 632 2171 981"> <thead> <tr> <th colspan="2">考え方</th> <th>附帯事業となり得る事業例 (※事業の規模・性質に照らして個別判断)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1134 779 1264 981" style="text-align: center;">許容性</td><td data-bbox="1264 779 1587 981"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針を踏まえ、事業の規模・性質に照らして、設置運営事業を支えるものとしての附帯性が認められるか</li> <li>・法目的・趣旨に適合するものであるか(例:カジノ施設設置に伴う有害影響排除を阻害するなど、IR事業の実施を阻害するものではないか)</li> </ul> </td><td data-bbox="1587 779 2171 981"> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設置運営事業を円滑に実施するための事業</li> <li>・IR施設の電力供給や余剰電力の売却による設置運営経費の確保を目的とした太陽光発電事業</li> <li>・IR区域外でのカジノ施設以外のIR施設の広告宣伝</li> <li>・IR施設従事者の人材育成</li> </ul> </td></tr> </tbody> </table>	考え方		附帯事業となり得る事業例 (※事業の規模・性質に照らして個別判断)	許容性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針を踏まえ、事業の規模・性質に照らして、設置運営事業を支えるものとしての附帯性が認められるか</li> <li>・法目的・趣旨に適合するものであるか(例:カジノ施設設置に伴う有害影響排除を阻害するなど、IR事業の実施を阻害するものではないか)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■設置運営事業を円滑に実施するための事業</li> <li>・IR施設の電力供給や余剰電力の売却による設置運営経費の確保を目的とした太陽光発電事業</li> <li>・IR区域外でのカジノ施設以外のIR施設の広告宣伝</li> <li>・IR施設従事者の人材育成</li> </ul>	<p>○一部の事業について、左記の内容に照らして不明瞭な部分もあることから、以下のとおり、質問にて確認する。</p> <p><b>【質問】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区域整備計画の要求基準13において、JRハウステンボス駅舎一部整備運営事業について、「質の高い総合的なサービスを来訪者に提供し、集客力を高めるといった本IRの運営全体を支える事業」であると記載されているが、事業内容が不明瞭であり、当該事業が何故IRの運営全体を支える事業を支えるものといえるのか、また、当該事業の附帯事業への該当性について、具体的な説明を頂きたい。</li> <li>・添付書類のIR事業者の定款に記載の [REDACTED] に関しては、 [REDACTED] [REDACTED]</li> </ul>
考え方		附帯事業となり得る事業例 (※事業の規模・性質に照らして個別判断)												
必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IR施設を設置・運営する事業の実施の観点から必要なものであるか</li> <li>・法目的の達成の観点から必要なものであるか(観光・地域経済振興・財政改善)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■IR施設の来訪者の利便性を確保するための事業</li> <li>・IR施設へのバス・フェリー等の運行</li> <li>・空港等におけるIR施設への来訪者向けの待合ラウンジの運営</li> <li>・IR来訪者向けの駐車場運営</li> </ul>												
考え方		附帯事業となり得る事業例 (※事業の規模・性質に照らして個別判断)												
許容性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針を踏まえ、事業の規模・性質に照らして、設置運営事業を支えるものとしての附帯性が認められるか</li> <li>・法目的・趣旨に適合するものであるか(例:カジノ施設設置に伴う有害影響排除を阻害するなど、IR事業の実施を阻害するものではないか)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■設置運営事業を円滑に実施するための事業</li> <li>・IR施設の電力供給や余剰電力の売却による設置運営経費の確保を目的とした太陽光発電事業</li> <li>・IR区域外でのカジノ施設以外のIR施設の広告宣伝</li> <li>・IR施設従事者の人材育成</li> </ul>												
			<p>旨の記述が見受けられるが、添付書類のIR事業者の登記事項証明書に記載の [REDACTED] においては、 [REDACTED] 旨の記述がなかったことから、その考え方について、具体的な説明を頂きたい。</p>											

## 要求基準14 確認結果

### 【要求基準14】設置運営事業者によるIR施設の所有

設置運営事業者がIR施設を所有するもの（施設供用事業が行われる場合には、施設供用事業者が所有するIR施設を設置運営事業者が使用するもの）とされていなければならない。

#### 大阪府

確認内容	確認結果	備考
<p>・基本方針の記載にも留意しつつ、添付書類(設置運営事業者がIR施設を所有することが可能であることを証する書類等)を踏まえ、IR事業者が、IR施設を全て所有することを確認する。</p> <p>(基本方針の関連記述)</p> <p>第3 設置運営事業等及び設置運営事業者等に関する基本的な事項 3 IR事業の在り方 (1) IR事業の一体性 <u>設置運営事業者はIR施設を構成する全ての施設を一体として所有することを原則とするが、施設供用事業が行われる場合には、施設供用事業者がIR施設を構成する全ての施設を一体として所有した上で、設置運営事業者に専ら使用させることが可能である。</u></p>	左記の内容につき確認できた。	<p>○区域整備計画(p.35)より、IR事業者が、IR施設を全て所有する見込みであることを確認した。</p> <p>(※)添付書類(設置運営事業者がIR施設を所有することが可能であることを証する書類等)は、既存の施設を使用することとしていないため、該当なし</p>

## 要求基準14 確認結果

### 長崎県

確認内容(案)	確認結果	備考
<p>・基本方針の記載にも留意しつつ、添付書類(設置運営事業者がIR施設を所有することが可能であることを証する書類等)を踏まえ、IR事業者が、IR施設を全て所有することを確認する。</p> <p>(基本方針の関連記述)</p> <p>第3 設置運営事業等及び設置運営事業者等に関する基本的な事項 3 IR事業の在り方 (1) IR事業の一体性 <u>設置運営事業者はIR施設を構成する全ての施設を一体として所有することを原則とするが、施設供用事業が行われる場合には、施設供用事業者がIR施設を構成する全ての施設を一体として所有した上で、設置運営事業者に専ら使用させることが可能である。</u></p>	申請者に要確認。	<p>○区域整備計画及び添付書類「九州・長崎IRの事業用地に係る不動産売買予定契約書、九州・長崎IRの事業用地に係る不動産売買予約契約書の地位の継承に関する覚書、九州・長崎の事業用地に係る不動産売買実行日にに関する覚書、全部事項証明書(土地)、ハウステンボスの信託対象不動産に関する確認書」より、IR区域の施設(既存施設を含む)を全て所有する見込みであることを確認した。</p> <p>(チェックリストに基づく確認で添付書類における県が所有する既存施設に関する質問を作成)</p>

## 要求基準15 確認結果

### 【要求基準15】カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置等

IR整備法に基づきIR事業者が自ら実施するカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置並びに国や都道府県等が実施する施策への協力が事業基本計画に記載されているとともに、その記載された措置をIR事業者が適切に実施すると認められるものでなければならない。

大阪府

確認内容	確認結果	備考
<p>・IR事業者が実施する有害な影響の排除に関する措置内容について、以下3点について具体的な説明がされており、IR事業者が適切に実施すると認められるか確認する(計画上確認できなければ、質問等を実施)。</p> <p>(1)基本方針を踏まえ、IR整備法に基づき取り組むことが求められる措置が講じられることとなっているか</p> <p>(2)IR事業者が行う措置(国や都道府県等が実施する施策へのIR事業者による協力事項を含む)について、海外での実績などにより、適切に実施できる能力や体制等を有しているか</p> <p>(3)IR事業者が行う措置の費用の見込みについて、その費用計上の考え方を確認し、費用の見込みと記載内容から、十分な予算措置を見込んだものとなっているか</p>	申請者に要確認。	<p>○(1)について 【質問】 添付書類のIR事業者の「誓約書」において、「特定複合観光施設区域整備法その他の法令の規定を遵守する」旨が記載されていることを踏まえ、IR事業者が実施する有害な影響の排除に関する措置内容(国や都道府県等が実施する施策へのIR事業者による協力事項を含む)について、IR整備法令に基づく取組と、IR整備法令に基づかない任意の取組であることがわかるよう、具体的な説明を頂きたい。</p> <p>○(2)について 【質問】 IR事業者が実施する有害な影響の排除に関する措置内容(国や都道府県等が実施する施策へのIR事業者による協力事項を含む)について、海外での実績などにより、適切に実施できる能力や体制等を有する根拠について、具体的な説明を頂きたい。 また、根拠として挙げられている「MGMIにおいて導入実績のある責任あるゲーミングのプログラム」及び「MGMが導入しているマネー・ローンダリング対策」について、具体的な説明を頂きたい。(併せて、関連する資料を頂きたい。)</p> <p>○(3)について 【質問】 IR事業者が実施する有害な影響の排除に関する措置(国や都道府県等が実施する施策へのIR事業者による協力事項を含む)の費用の見込みについて、①その費用計上の考え方、②十分な予算措置であることを示す根拠について、具体的な説明を頂きたい。</p>

## 要求基準15 確認結果

### 【要求基準15】カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置等

IR整備法に基づきIR事業者が自ら実施するカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置並びに国や都道府県等が実施する施策への協力が事業基本計画に記載されているとともに、その記載された措置をIR事業者が適切に実施すると認められるものでなければならない。

長崎県

確認内容	確認結果	備考
<p>・IR事業者が実施する有害な影響の排除に関する措置内容について、以下3点について具体的な説明がされており、IR事業者が適切に実施すると認められるか確認する(計画上確認できなければ、質問等を実施)。</p> <p>(1)基本方針を踏まえ、IR整備法に基づき取り組むことが求められる措置が講じられることとなっているか</p> <p>(2)IR事業者が行う措置(国や都道府県等が実施する施策へのIR事業者による協力事項を含む)について、海外での実績などにより、適切に実施できる能力や体制等を有しているか</p> <p>(3)IR事業者が行う措置の費用の見込みについて、その費用計上の考え方を確認し、費用の見込みと記載内容から、十分な予算措置を見込んだものとなっているか</p>	申請者に要確認。	<p>○(1)について 【質問】 添付書類のIR事業者の「誓約書」において、「特定複合観光施設区域整備法その他の法令の規定を遵守する」旨が記載されていることを踏まえ、IR事業者が実施する有害な影響の排除に関する措置内容(国や都道府県等が実施する施策へのIR事業者による協力事項を含む)について、IR整備法に基づく取組と、IR整備法に基づかない任意の取組であることがわかるよう、具体的な説明を頂きたい。</p> <p>○(2)について 【質問】 IR事業者が実施する有害な影響の排除に関する措置内容(国や都道府県等が実施する施策へのIR事業者による協力事項を含む)について、海外での実績などにより、適切に実施できる能力や体制等を有する根拠について、添付書類(資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料)において、CASINOS AUSTRIA INTERNATIONALの拠出金額は■となっていることも含め、具体的な説明を頂きたい。</p> <p>○(3)について 【質問】 IR事業者が実施する有害な影響の排除に関する措置(国や都道府県等が実施する施策へのIR事業者による協力事項を含む)の費用の見込みについて、①その費用計上の考え方、②十分な予算措置であることを示す根拠について、具体的な説明を頂きたい。</p>

# 要求基準16 確認結果

## 【要求基準16】カジノ事業の収益の活用

カジノ事業の収益を活用して実施することが計画されているIR施設の整備その他IR事業の事業内容の向上及び都道府県等が実施する施策への協力等に係る内容が具体的に記載されているとともに、区域整備計画に記載する収支計画及び資金計画と整合的なものとなつていなければならない。

大阪府

確認内容	確認結果	備考
<p>・カジノ事業の収益を活用して実施することが計画されているIR施設の整備(IR施設の維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額)その他IR事業の事業内容の向上及び都道府県等が実施する施策への協力等に係る内容が具体的に記載されていることを確認する。</p>	<p>左記の内容につき確認できた。</p>	<p>○区域整備計画において、カジノ事業の収益を活用して実施することが計画されているIR施設の整備(IR施設の維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額)その他IR事業の事業内容の向上及び都道府県等が実施する施策への協力等に係る内容が具体的に記載されていることを確認した。</p>
<p>・記載された、<u>IR施設の維持管理及び設備投資に要する費用の額、その他IR事業の事業内容の向上に要する額、都道府県等の実施施策への負担金</u>(記載があれば)などの費用について、計画に記載の<u>収支計画・資金計画</u>、下記の添付書類に記載の額と整合性を確認する。</p> <p>➢予定貸借対照表 ➢予定損益計算書 ➢予定キャッシュフロー計算書 ➢上記の予定貸借対照表、予定損益計算書、予定キャッシュフロー計算書の根拠を記載した書類</p> <p>※予定財務三表については、区域整備計画に記載する工程の最終年度(10年後)(=認定(申請者の想定)から10年後)までを記載しているか確認する。</p>	<p>申請者に要確認。</p>	<p>(チェックリストに基づく確認で添付書類との整合性に関する質問を作成)</p>

## 要求基準16 確認結果

長崎県

確認内容	確認結果	備考
<p>・カジノ事業の収益を活用して実施することが計画されているIR施設の整備(IR施設の維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額)その他IR事業の事業内容の向上及び都道府県等が実施する施策への協力等に係る内容が具体的に記載されていることを確認する。</p>	左記の内容につき確認できた。	○区域整備計画(p.42-46)において、カジノ事業の収益を活用して実施することが計画されているIR施設の整備(IR施設の維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額)その他IR事業の事業内容の向上及び都道府県等が実施する施策への協力等に係る内容が具体的に記載されていることを確認した。
<p>・記載された、IR施設の維持管理及び設備投資に要する費用の額、その他IR事業の事業内容の向上に要する額、都道府県等の実施施策への負担金(記載があれば)などの費用について、計画に記載の<u>収支計画・資金計画</u>、下記の添付書類に記載の額と整合性を確認する。</p> <p>➢予定貸借対照表 ➢予定損益計算書 ➢予定キャッシュフロー計算書 ➢上記の予定貸借対照表、予定損益計算書、予定キャッシュフロー計算書の根拠を記載した書類</p> <p>※予定財務三表については、区域整備計画に記載する工程の最終年度(10年後)(=認定(申請者の想定)から10年後)までを記載しているか確認する。</p>	申請者に要確認。	(チェックリストに基づく確認で添付書類との整合性に関する質問を作成)

## 要求基準17 確認結果

### 【要求基準17】認定都道府県等入場料納入金・認定都道府県等納付金の見込額及び使途

認定都道府県等入場料納入金及び認定都道府県等納付金の使途が明らかにされていなければならない。

#### 大阪府

確認内容	確認結果	備考
・基本方針の記載にも留意しつつ、認定都道府県等入場料納入金及び認定都道府県等納付金の使途が明らかにされているか確認する。	左記の内容につき確認できた。	○区域整備計画(p.44-46)(解説資料含む)において、基本方針の内容にも留意しつつ、認定都道府県等入場料納入金及び認定都道府県等納付金の使途が記述されていたことを確認した。

#### 長崎県

確認内容	確認結果	備考
・基本方針の記載にも留意しつつ、認定都道府県等入場料納入金及び認定都道府県等納付金の使途が明らかにされているか確認する。	左記の内容につき確認できた。	○区域整備計画において、基本方針の内容にも留意しつつ、認定都道府県等入場料納入金及び認定都道府県等納付金の使途が記述されていたことを確認した。

## 要求基準18 確認結果

### 【要求基準18】IR区域の整備による経済的社会的効果

IR区域の整備による経済的社会的効果及びその効果を見込む根拠が明らかにされていなければならない。

#### 大阪府

確認内容	確認結果	備考
・計画様式の記載事項が評価基準17～19の記載事項と合致しているか整合性を確認しつつ、IR区域の整備による経済的社会的効果及びその効果を見込む根拠が明らかにされているか確認する。	左記の内容につき確認できた。	○計画様式の記載事項が評価基準17～19の記載事項と合致しているか整合性を確認し、IR区域の整備による経済的社会的効果及びその効果を見込む根拠を確認した。

#### 長崎県

確認内容	確認結果	備考
・計画様式の記載事項が評価基準17～19の記載事項と合致しているか整合性を確認しつつ、IR区域の整備による経済的社会的効果及びその効果を見込む根拠が明らかにされているか確認する。	申請者に要確認。	(チェックリストに基づく確認で訪日外国人旅行者数に関する質問を作成)

## 要求基準19 確認結果

### 【要求基準19】カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための必要な施策及び措置

カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置が区域整備計画に記載されているとともに、記載された施策及び措置を都道府県等が都道府県公安委員会及び立地市町村等と連携しつつ適切に実施すると認められるものでなければならない。また、ギャンブル等依存症対策基本法の規定に基づく都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画が策定され、これに基づく取組（政令市にあっては、ギャンブル等依存症対策のための計画的な取組）を適切に実施すると認められるものでなければならない。

#### 大阪府

確認内容	確認結果	備考
<p>・基本方針の内容を踏まえ、都道府県等が実施する施策及び措置の内容について、都道府県公安委員会及び立地市町村等との具体的な連携が含まれていることを確認した上で、以下2点について具体的な説明がされており、都道府県等が適切に実施すると認められるか確認する（計画上確認できなければ、ヒアリング等を実施）。</p> <p>(1)都道府県等が行う措置の費用の見込みについて、その費用計上の考え方を確認するとともに、費用の見込みと記載内容を確認し、十分な予算を見込んだものとなっているか。</p> <p>(2)都道府県等が行う措置について、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に紐付けて実施されるものとなっているか。</p>	申請者に要確認。	<p>○(1)について <b>【質問】</b> 都道府県等が行う措置の費用の見込みについて、①その費用計上の考え方、②十分な予算措置であることを示す根拠について、具体的な説明を頂きたい。</p> <p>○(2)について <b>【質問】</b> 仮に区域整備計画が認定された場合、大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画におけるカジノ事業に係る見直しの考え方について、説明をいただきたい。</p>

## 要求基準19 確認結果

### 長崎県

確認内容	確認結果	備考
<p>・基本方針の内容を踏まえ、都道府県等が実施する施策及び措置の内容について、都道府県公安委員会及び立地市町村等との具体的な連携が含まれていることを確認した上で、以下2点について具体的な説明がされており、都道府県等が適切に実施すると認められるか確認する（計画上確認できなければ、ヒアリング等を実施）。</p> <p>(1) 都道府県等が行う措置の費用の見込みについて、その費用計上の考え方を確認するとともに、費用の見込みと記載内容を確認し、十分な予算を見込んだものとなっているか。</p> <p>(2) 都道府県等が行う措置について、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に紐付けて実施されるものとなっているか。</p>	<p>申請者に要確認。</p> <p>左記の内容につき確認できた。</p>	<p>○(1)について 【質問】 都道府県等が行う措置の費用の見込みについて、①その費用計上の考え方、②十分な予算措置であることを示す根拠について、具体的な説明を頂きたい。</p> <p>○(2)について ・区域整備計画において、都道府県等が行う措置について、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に紐付けて実施される旨記述されている。</p>

## 4. 評価基準の個別審査について

---

## (過去の委員会資料) 審査の進め方まとめ(現段階の想定)

### 要求基準による審査

- ・事務局は、計画に記載漏れ等不備がないか、要求基準に合致しているかどうか、内容を確認。
- ・事務局は、審査結果を審査委員会に説明。了承の上で、申請者のプレゼンテーションの日程調整を実施。

(委員会)

### 評価基準による審査

- ・事務局は、計画に記載もれ等不備がないか、内容を確認。

- ・各委員が、担当の評価基準の項目毎に初回審査を実施。（初回審査はコメントのみで採点は行わない）
- ・審査委員会を開催し、その結果について説明いただく。

(委員会)

- ・各委員は、初回審査内容を参考に、初回採点を実施。

- ・全委員の採点結果を共有。（委員名は匿名（A委員、B委員等とシャッフルして標記））
- ・今後のプレゼンテーションに向け、申請者への確認項目を審議いただく。

(委員会)

- ・申請者からの提案概要のプレゼンテーションを実施する。
- ・プレゼンテーション終了後、委員会として振り返りを行う。

(委員会)

- ・プレゼンテーションの結果を踏まえ、委員は自らの採点を必要に応じ修正し、事務局に提出。

- ・全委員の採点結果を共有し、議論。（委員名は匿名（A委員、B委員等とシャッフルして標記））
- ・議論結果を踏まえ、委員は自らの採点を必要に応じ修正。採点結果を決定する。
- ・審査講評の骨子を確認いただく。

(委員会)

- ・審査講評や、公表する委員会資料（資料、議事要旨）について、委員会で確認いただく。

(委員会)

- ・審査委員会として、審査講評を国土交通大臣に提出。（資料公表のタイミングは別途検討）

## 個別審査の第1回、第2回の別(案)

: 第1回

: 第2回

- 個別審査結果について、第1回を6月20日、第2回を7月8日の審査委員会分とし、委員に説明いただく予定。  
(進捗状況を踏まえ、7月8日より後の審査委員会における議論継続を検討する)

評価基準(配点)
①IR区域全体のコンセプト(30点)
②IR区域内の建築物のデザイン(30点)
③IR施設の規模(10点)
④ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード(30点)
⑤MICE施設の規模(20点)
⑥MICE施設の機能・設備等(50点)
⑦MICEの誘致・施設の運営方針等(50点)
⑧魅力増進施設(50点)
⑨送客施設(50点)
⑩宿泊施設の規模(20点)
⑪レストラン等の付帯サービス(10点)
⑫宿泊施設のサービス内容・業務の実施体制(30点)
⑬その他観光旅客の来訪・滞在促進施設(30点)
⑭カジノ施設のデザイン・配置(20点)
⑮IR区域への交通利便性(5点)
⑯IRに関連し都道府県等が行う交通アクセスの改善等(15点)
⑰MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果(50点)
⑱地域経済への効果(50点)
⑲2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献(50点)
⑳IR事業者等の事業遂行能力(50点)
㉑財務の安定性(50点)
㉒防災・減災対策、コロナ等の感染症対策(50点)
㉓地域との良好な関係構築のための取組(50点)
㉔カジノ事業の収益の活用(50点)
㉕依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除(150点)

## 5. 審査段階での情報の取扱いについて

---

# IRの審査委員会における審査段階での情報の取扱いについて(案)

- 審査委員会の会議については、特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針(令和2年12月18日付け特定複合観光施設区域整備推進本部決定。以下「基本方針」という。)において、「審査委員会における率直な意見の交換及び意思決定の中立性を確保するため、区域整備計画の認定に関する審査委員会の会議は公開しない。一方、認定審査の透明性を確保する観点から、審査委員会における認定審査の結果及び評価の過程については、区域整備計画の認定後速やかに公表するものとする。」とされているところ。
- 他方で、IRの認定審査については、審査開始段階で計画の認定時期を明らかにしていないことに加え、社会的関心が高いこともあり、国会等においても、審査の進捗状況について質問や問合せを受けている状況。
- 今後、時期が経過するにつれ、審査の進捗状況に対する質問が更に多くなることが想定されるところ、基本方針の趣旨を踏まえ、会議における審議内容については区域整備計画の認定まで原則非公表としつつも、審議の公平性・中立性を損なわない範囲内で、以下のとおり、最低限の情報については、公表することを妨げないこととしたい。

## 審査段階において、公表することを妨げない最低限の情報に関する具体的内容

- 既に区域整備計画の審査に入っていること
- 質問時点までに開催した審査委員会の会議開催回数
- 大まかな議題
  - ・区域整備計画の認定申請前においては、具体的な審査の方法、審査に際し参考となる情報の整理等を行っていたこと
  - ・区域整備計画の認定申請後においては、基本方針を踏まえ、区域整備計画の具体的な審査(経済的・社会的効果、資金調達も含めたIR事業の安定的・継続的な運営能力、カジノ事業収益の活用、ギャンブル等依存症等の有害影響の排除等)を行っていること